

第17

外国人の諸問題

Q231

災害により期限までに在留期間の更新申請ができなかった場合、どうしたらいいでしょうか。

A

(1) 在留期間の更新申請は、在留期限の到来する前に、居住地の近くの地方入国管理局や支局・出張所に、本人が出頭して行くのが原則です。ただし、家族の代理申請や行政書士などの申請代行も認められています。

法律上は、在留期限までに「在留期間の更新」申請をしないと、不法残留状態となり、退去強制手続がとられるのが原則です。

(2) しかし、今回のような災害によって在留期限までに更新申請ができなかった場合は、「緊急止むを得ない場合」であることから、たとえ在留期限を経過して申請しても「特別受理」をしてくれます。

この申請をする場合は、被災事実を証明する資料が必要ですが、この資料がなくても、本人の陳述さえあれば「特別受理」をしてくれるのが大阪入管局の見解です。なお、この場合、更新を許可された新しい在留期間の始期は、旧在留期間の終期に接続して付与されるので注意して下さい。

Q232

災害以前に、入管局に在留期間更新の申請を出し現在「申請中」になっていますが、一時帰国する場合に「再入国許可」が出るのでしょうか。

A

(1) 「申請中」の場合は、法務大臣による許可・不許可の判断が出るまでは、合法的に在留することができます。そして、「申請中」の期間内に、地方入国管理局や支局・出張所に再入国許可申請を出して下さい。居所地は問わないというのが大阪入国管理局の見解です。

ただし、在留資格変更の申請の場合は、「期間更新の申請」の場合よりも厳格な審査を必要としますので、この場合は、最寄りの入国管理局に相談して下さい。

(2) なお、再入国許可申請をして一時帰国したい場合は、通常の地方入国管理局や支局・出張所での手続のほかに、関西空港内の大阪入国管理支局で臨時審査事務局が開設されています。

Q233

災害によりパスポートなどを紛失や焼失した場合、どうしたらいいでしょうか。

A

(1) 貴方の国の在日大使館や領事館に連絡をして、新しいパスポートの作成を申請して下さい。早く帰国したい場合は、簡易手続による「臨時旅券」を発給してくれる大使館・領事館も多

くありますので、「臨時旅券」についても問い合わせて下さい。また、各国領事館は安否確認などを行っていますので、直ちに連絡を取った方がいいでしょう。

- (2) 外国人登録証を焼失した場合は、外国人登録の申請をした市区町村長に登録証の再交付の申請をして下さい。緊急に外国人登録事項の証明が必要な場合は、「外国人登録済書」の交付申請をした方がいいでしょう。また、被災により、外国人登録証を喪失したり、確認申請に行けなかった場合は、申請期限を過ぎても告発はしないとの特別措置がとられていますので安心して下さい（法務省）。

Q234

留学生・就学生の場合、在留期間の更新や在留資格変更申請はどうなるのでしょうか。

A 身元保証人や就学校（大学や日本語学校等）が被災した場合、適当な学校に転校したり、身元保証人を変更する必要がありますが、いずれの場合も、直ちに、最寄りの入国管理局や支局・出張所に相談して下さい。

ただし、現在、再入国許可により出国中に在留期間が満了した学生については、新規入国扱いとするというのが入国管理局の考えですので注意して下さい。

Q235

オーバーステイ（不法残留）者の場合、早く帰国できますか。

A オーバーステイ者の帰国は、退去強制手続によります。しかし、今回の災害で被災されたオーバーステイ者の場合は、原則として即日処理で退去強制手続をして帰国させるというのが入管局の方針です。ただし、パスポートを喪失した場合は、大使館か領事館から「臨時旅券」の発給を受けるよう指示されています。

なお、法務省入管局は、地方入管局などに対して「オーバーステイ者であっても、帰国希望者については便宜を図るよう」指示をしています。

「帰国」の際、入管局に收容されるか否かについては、なるべく收容しないで、早期手続処理をする取扱いです。被災によって居所がない場合は、居所代りに收容施設を利用できるというのが大阪入管局の見解です。

Q236

災害で負傷した場合の医療は。

A (1) 国民健康保険に加入している場合は、保険証を喪失しても市区町村役場に行って居所・氏名を明らかにすれば、保険証の再交付を受けられます。また、病院では、とりあえず、保険に加入していることと居所・氏名を伝えて下さい。

国民健康保険に加入していない場合は自由診療となり、治療費全

額を支払わなければなりません。

(2) しかし、民間のボランティア医師団が、24時間無料で治療をしているところもありますので、問い合せてください。

問合先 → AMDA 情報センター (06-636-2333)

なお、震災直後は、JOCS, SHARE, MSP などのチームも活躍していました。

Q237

災害により一時的な避難用の住居を見つげたいのですが。

A

(財)豊中国際交流協会では、外国人被災者のためのホームステイや部屋探しをしていますので、問い合せて下さい (06-843-4343)。

キリスト教会なども一時避難の宿泊施設を提供しています。

大阪市役所では、一時休憩所(5泊6日)を、大阪市北区本庄東3-8-2に設置していますので、利用できるかどうか問い合せて下さい (06-372-0213)。

国や地方公共団体が設置する仮設住宅や公営住宅の入居資格については、市町村に問い合せて下さい。

Q238

外国人のための多言語での災害情報センターはありますか。

A

ボランティア団体の外国人地震情報センターでは、英語・タガログ語・スペイン語・タイ語・ドイツ語・ポルトガル語・フランス語・ベンガル語など10カ国語で、避難場所などの災害情報を提供しています (06-941-4793)。

兵庫県警は、英語・中国語・ハングル語・スペイン語の4カ国語で、行方不明者への相談コーナーを開設しています。

兵庫県も外国人のための相談窓口を開設しています。当面は英語で、電話・面談により被災者の受入れ先などを相談してくれます (078-360-8511)。

Q239

外国人被災者に対して、国や自治体から見舞金や弔慰金は出るのでしょうか。

A

(1) 被災して下宿やアパートなど住居を失った留学生に対しては、文部省から一時金10万円が支給されます。直ちに、手続のため所属大学に申し出て下さい。

災害救助に関する弔慰金や見舞金の支給については、厚生省は、「国籍条項はない。ただし、不法滞在者については支給の可否について検討中である」と回答していますので、窓口である市区町村役所に問合せをして下さい。

(2) 災害対策弔慰金支給法によると政令の定める災害で所帯主が死亡した場合は500万円、その他は250万円が支給されます。厚生省は、支給基準について、「区域内に住所があるかどうかで、国籍は要件で

はない」と述べ、具体的に、永住者・定住者だけでなく、企業の勤務者・留学生なども対象となるとしています。また、査証（ビザ）の在住期限が切れている場合にも「ケースバイケースだが、生活の本拠があれば当然支給する。ただし、不法滞在者については支給は困難だ」と回答しています。窓口である市区町村に問い合わせて下さい。

(3) 義援金については、被災地に居住している被災者であればよく、外国人登録上の居所でなくても給付されます。賃貸借契約や光熱費の支払証明や郵便物など、被災当時、被災家屋に住んでいたことを証明する書類と外国人登録証を提示して下さい。外国人登録証がない場合の取扱いについては不明確ですので、義援金を交付する市区町村や日本赤十字社に問い合わせて下さい。

(4) 2月7日現在の兵庫県のまとめでは、外国人の死者は246人となっています。

第18

災害と税法

今回の阪神・淡路大震災による被災者の税負担を軽減するため、所得税・住民税の減免措置を柱とする税制関連3法案が、平成7年2月17日成立しました。この章は、改正前の災害関連措置をまず述べたうえで、今回の特別措置を説明しています。引き続き法人税などを中心とした税制上の特別措置がとられる方針なのでご留意下さい。

Q240

今回の震災により被災しましたが、税法上税金の減免などに関する特別の定めがありますか。

A

(1) 国税に関しては、次に掲げる租税の減免などに関するいくつかの定めがあります。

- ① 所得税に関しては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災害減免法」といいます）による租税の減免、所得税法による雑損控除・資産損失の必要経費算入、雑損失の繰越控除などの軽減・免除措置
- ② 法人税に関しては、被災資産の評価額の損金算入・耐用年数の短縮などの軽減措置